

のびのび児童クラブ 令和8年度 利用募集

〈京丹波町放課後児童健全育成事業〉

募集期間：令和7年12月1日(月)から

令和7年12月22日(月)まで

申込書提出先 京丹波町教育委員会窓口
(和知支所内、丹波分室、瑞穂分室)

- ※ 年度途中からの利用、長期休業期間中だけの利用を希望される場合も上記の期限までに申し込みを行ってください。
- ※ 現在利用中の場合も、改めて申し込みが必要です。
- ※ 転入により、上記期間中に申請できない場合は問い合わせください。
- ※ 申込書を提出されても、利用定員を超える場合などは、利用できないことがあります。

入部説明会：令和7年12月12日(金)

午後7時30分～ 京丹波町役場1階防災会議室

令和8年度に入部を希望される方を対象に、入部説明会を開催いたします。申込にあたっての注意事項やのびのび児童クラブでの過ごし方、活動内容等についてご説明させていただきます。(事前申し込みは不要です。)

京丹波町教育委員会 学校教育課

【お問合せ先】

〒629-1192 京丹波町本庄ウエ16 (和知支所内)

電話 0771-84-0028 (直通)

【令和8年度 のびのび児童クラブ募集要項】

1 事業の目的

保護者の就労等により、放課後等の昼間に家庭での保育を必要とする児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、集団生活の中で健全な育成を図ることを目的とします。

2 募集にあたってのお願い

近年、放課後児童クラブの利用者が増加傾向にあり、定員を超えることにより一時入部をお断りすることが発生しています。家庭環境の変化等により、家庭で監護いただけたる状況となった場合は、退部いただくことにより支援が必要なご家庭が入部できるようになりますので、あらかじめ、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

3 実施場所と定員

クラブ名	定員数	開設場所	対象児童※
のびのび1組	90名	丹波ひかり小学校敷地内	丹波ひかり小学校
のびのび1組 ひまわり		健康管理センター内	竹野小学校 下山小学校
のびのび2組	60名	旧桧山保育所	瑞穂小学校
のびのび3組	45名	和知小学校内	和知小学校

※地域・学校ごとの入部を原則としますが、申し込み状況・特別な理由により、対象となっているクラブ以外への入部を、お願いすることがあります。

※入部・運営状況等により、定員数を超えて入部を認めることができます。

※のびのび2組については、新築工事を行っていますので、完成次第、新しい施設に移転します。

4 事業の対象となる児童

京丹波町内の小学校に在学する児童（第1学年から第6学年まで）で、次のいずれかに該当すること。

- (1) 保護者が就労のため昼間家庭を留守にし、かつ、保護者に代わる者による家庭で適切な保育が受けられない児童
- (2) 保護者または、家族が病気または看護等のため、家庭で適切な保育が受けられない児童
- (3) (1) 及び (2) 以外の特別な事情により、家庭で適切な保育が受けられないと認めた児童

5 事業の開設日及び時間

- (1) 開設日 月曜日から金曜日

第2土曜日（ただし、利用申込がある場合のみ開設）

- (2) 開設時間

■学校授業日（授業終了後）・・・児童の下校時 から午後6時00分まで

■学校休業日（夏休み・冬休み・春休み）・・午前8時00分から午後6時00分まで

※届出により午後6時15分まで延長利用が可能

- (3) 開設しない日

■日曜日、土曜日及び国民の祝日に規定する休日

■ 8月13日から8月16日まで・12月29日から1月4日まで

■気象警報の発令等により学校が休校となった場合

※上記にかかわらず、実施日又は実施時間を変更する場合があります。

6 保護者の放課後児童クラブへの送迎

放課後児童クラブからの児童の帰宅は、保護者のお迎えをお願いしています。

- (1) 学校授業日（児童は放課後児童クラブに通所）：迎えは、保護者が行う。
- (2) 学校休業日（長期休暇期間、振替休業日）：送り、迎えは、保護者が行う。

7 入部の申込

- (1) 入部申込書に関係書類（提出書類チェック表参照）を添付して、教育委員会窓口（和知支所内、丹波分室、瑞穂分室）に提出してください。書類等を審査のうえ、入部の可否を保護者あて通知します。
- (2) 初回の募集期間受付終了後は、4月以降入部申込の受付を行いますが、定員数や運営状況等によって、入部出来ないことがあります。

8 定員を超えた場合の審査基準

- (1) 以下の審査基準を踏まえて利用を決定します。①～③の優先順位を設けていますので、兄弟姉妹の申し込みの際、低年齢の児童のみの利用となる場合があります。
 - ① 1年生、2年生、3年生、4年生、5・6年生の順（低学年を優先）
 - ② ひとり親家庭
 - ③ ①、②により同じ場合は、保護者の勤務日数や時間、同じ校区内に祖父母が居住しているなどを考慮し、優先順位を決定
- (2) 特別な理由により、配慮が必要な場合は(1)①～③にかかわらず、入部を認めることができます。

9 負担金

保護者は、所得に応じて下表に定める額を負担していただきます。

階層	算定の基準	負担金月額 (8月を除く月)	負担金月額 (8月のみ)
A	生活保護世帯、準要保護世帯、母子・父子世帯	0円	0円
B	所得税の額が0円	1,000円	2,000円
C	所得税の額が50,000円未満の世帯	3,000円	6,000円
D	所得税の額が50,000円以上の世帯	5,000円	10,000円

（※月の途中の入退部は、月額の負担となります。日割り計算はありません。）

- 注 1) 算定の基準は、児童の保護者(父母)の所得を合算したものを対象とします。
- 2) 負担金の額については、同一世帯における18歳未満の児童2人を養育又は監護している世帯の場合の第2子の児童にかかる負担金月額は、2分の1を乗じた額とし、3人以上養育又は監護している世帯の場合は、そのうち第3子以降の児童にかかる負担金月額を0円とします。
- 3) 区分Aの母子・父子世帯は、児童扶養手当又は福祉医療を受給している世帯のみ、負担金0円となります。
- 4) 傷害保険料 年間800円を負担していただきます。特別活動に要する費用について別途負担いただく場合があります。

10 提出先：京丹波町教育委員会 窓口 学校教育課、
丹波分室(中央公民館内)、瑞穂分室(瑞穂支所内)





のびのび児童クラブ 入部申込書

提出書類チェック表

書類を提出いただく前に、もう一度ご確認ください！

チェック	書類の名称	確認事項
<input type="checkbox"/>	のびのび児童クラブ入部申込書	<ul style="list-style-type: none">・様式第1号・1人1枚提出が必要です
<input type="checkbox"/>	就労証明書	<u>※1 下記を参照ください</u> <ul style="list-style-type: none">・同一世帯で、お勤めの方全員の分が必要です。・世帯で2人以上入部の場合は、各1部を提出
<input type="checkbox"/>	世帯票	<ul style="list-style-type: none">・利用誓約書及び同意書欄は本人自筆・世帯で2人以上入部の場合は、1部のみ提出
<input type="checkbox"/>	個人票	<ul style="list-style-type: none">・1人1枚提出が必要です
<input type="checkbox"/>	緊急時連絡票	<ul style="list-style-type: none">・世帯で2人以上入部の場合は、1部のみ提出
<input type="checkbox"/>	負担区分Aに該当する書類	<u>※2 下記を参照ください</u> <ul style="list-style-type: none">・世帯で2人以上入部の場合は、1部のみ提出
<input checked="" type="checkbox"/>	令和7年(2025年)分源泉徴収票 又は確定申告書の写し	<u>※3 下記を参照ください</u> <ul style="list-style-type: none">・保護者(父、母)の分が必要です・世帯で2人以上入部の場合は、1部のみ提出

※1 「就労証明書」は、現在の勤務先に依頼してください。

※2 「生活保護世帯、準要保護世帯、ひとり親世帯」に該当する方は、次の書類を提出してください。

- ・生活保護世帯・・・保護決定通知書の写し
- ・準要保護世帯・・・要保護準要保護児童生徒認定通知書の写し
- ・ひとり親世帯・・・児童扶養手当証書の写し又は福祉医療費受者者証の写し

※3 「源泉徴収票(写)」については、お勤めの職場において、1月から2月頃に発行されます。また、「確定申告書(写)」については、できるだけ早期に手続きいただき、2月末日までに提出願います。

☆ 上記の証明書が期日までに、提出できない場合については、教育委員会学校教育課(電話84-0028)までご相談ください。

1年ごとの申込が必要です。継続希望の児童も申し込んでください。